

条件付一般競争入札心得

1 趣旨

岩手県が発注する建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この入札心得、入札公告、入札説明書又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類等（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札書を次のいずれかの方法により提出しなければならない。
 - ア 電子入札システムによる方法（以下「電子入札」という。）
 - イ 紙媒体による方法（以下「紙入札」という。）
- (2) 前項以外の方法により提出された入札書は受理しない。
- (3) 入札書は入札公告で指定した提出先に提出期限までに到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、理由の如何にかかわらず受理しない。

3 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札等

- (1) 入札参加者は、紙入札において代理人に入札をさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 電子入札システムによらずに紙入札で入札書を提出する場合は、入札書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ア 入札年月日
 - イ 頭書に「入札書」である旨記載
 - ウ 入札金額
 - エ 入札件名（委託業務名）
 - オ 宛名（本庁発注委託業務にあっては岩手県知事（出先機関発注委託業務にあっては発注機関の長）とする。なお、氏名の記入は不要とする。記載例：岩手県知事 様、○○広域振興局長 様、○○事務所長 様など）
 - カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏名を記載した上で、頭書に「代理人」と記載するものとする。）
- (4) 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回は認めない。なお、紙入札において、提出前の入札書の記載事項を訂正する場合は訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。
- (5) 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 入札の不参加

- (1) 入札参加資格基本事項確認の結果、資格を有すると認められた者は、入札に参加するも

のとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、事前に申し出る必要はないが、開札後に入札に参加しなかった理由について調査することがある。

- (2) 入札書提出後の書換え、引換え、撤回又は不参加の申出は、一切認めないこと。
- (3) 第1項の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 入札の延期、取りやめ等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者の質問等により設計図書の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札書提出期限以前であるときは、訂正後の設計図書を入札執行機関のホームページで閲覧に付すとともに、入札書提出期限、開札日等について延期することがある。この場合、変更後の入札書提出期限、開札日等については入札執行機関のホームページで示すものとする。
- (3) 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めことがある。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。
- (5) 競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取り止めことがある。

7 入札の無効等

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
 - イ 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札において、入札書に記名押印をしていない入札
 - エ 紙入札において、金額を訂正した入札
 - オ 紙入札において、誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - カ 明らかに連合その他の不正な行為によると認められる入札
 - キ 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
 - ケ 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 入札書の提出後に、同一の技術者を重複して参加した他の委託業務の落札者となったことにより管理技術者等を配置できなくなった入札
 - ウ 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者のした入札又は入札参加資格の審査のための指示に応じない者のした入札

8 落札候補者の決定

- (1) この入札においては、最低制限価格を設けるものとし、入札を行った者のうち、予定価

格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札候補者とする。

- (2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札候補者がいないときは入札を打ち切る。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示により、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合又は当該落札者が条件付一般競争入札公告若しくは入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合若しくは満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者にあっては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。